



RIETI Discussion Paper Series 05-J-030

無形資産の分類と報告様式の研究

山口 不二夫
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

無形資産の分類と報告様式の研究

明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科 教授

RIETI ファカルティ・フェロー

山口 不二夫

要旨

本稿ではまず、研究対象とする無形資産とは、企業の長期的価値創造にかかわり、必ずしも財務報告書で計数化されていないもの、という広義の概念であることを確認する。次に政府機関、民間機関、研究者や実務家、コンサルタントによる無形資産の分類方法の整理をおこない、おおまかな類型化をおこなう。その際、取り上げるのはプロセス型(デンマーク知的資本報告書)、要素列挙型(アクセル社等の事例)、企業の社会的責任に関する報告書、格付けの局面での定性評価、BSC (balanced score card) などである。これらの方式の検討結果、現状の研究・実践水準において、デンマーク方式は有効性をもたらえることを指摘した。その長所と欠点、改善点を提案する。また無形資産報告書の目的が、無形資産経営の方向性をしめすのか、無形資産資源の開示を示すのかという論点に帰着するという点も指摘する。

これらの検討の結果、無形資産の分類方法には、現状では決定的な方法がなく、多くの方法や方式があることを確認する。さらにその多様性の理由をいわゆる無形資産の不可知論的性格とくに他の無形資産との分離不可能性にもとめるが、同時に時代と業界を限定すれば、ある一定の開示様式が可能であることも示唆する。公開する内容と方法については、財務データの公開の事例を参考にして、厳密な基準で細則まで限定する方策より、原則を提示し各社の裁量の余地をのこす方法を提案する。そのさい、無形資産データやその報告書の客観性を担保するために、監査制度の必要性と測定公表方式の改善の必要を述べる。

本稿は山口不二夫が(独)経済産業研究所ファカルティ・フェローとして2004年から開始した研究プロジェクトの成果の一部である。本研究の過程の研究会で、多くの実務家・研究者のかた、同僚から有益なコメントをいただいた。なお本稿の内容や意見は筆者個人に属し、経済産業研究所の公式見解を示すものではない。

目 次

- I はじめに
- II 無形資産とはなにか：本稿で扱う無形資産の範囲
- III 無形資産の分類の諸類型
 - 1. プロセス型：デンマークで法制化された知的資本報告書
 - 2. 要素列挙型
 - 3. 企業の社会的責任に関する報告書
 - 4. 格付けの局面
 - 5. BSC (balanced score card)
 - 6. 検討の結果を受けて
- IV 無形資産分類方法の多様性
 - 1. 不可知論
 - 2. 業界別指標の可能性
- V 何を公開すべきか
 - 1. 財務情報公開の事例と無形資産への応用
 - 2. 無形資産評価の主観性の問題
 - 3. 会計処理のルール設定の問題と無形資産情報
- VI 主観性排除の方策
 - 1. 監査の独立性
 - 2. データ自体の主観性の排除
 - 3. 無形資産情報と会計情報の差異について
- VII まとめ
 - 参考文献

I はじめに

本稿の目的は無形資産の分類とその評価そしてそれらの報告様式の研究である。

本研究では企業とタイアップしたかたちでの具体的な無形資産の分類・測定の実行、そのような分類測定による効果や成果の検証はおこなっていない。本稿では、すでにいくつかの諸国や企業で無形資産分類ルールが存在する、さらに当事者はそうと意識していなくとも企業の管理技法の中に無形資産の把握とそれを用いた管理が行われているのではないかと考え、それらの先進的無形資産把握事例の考察をおこない、そこでの無形資産把握の特徴と問題点の析出を行う。さらに無形資産情報の公開にあたってはどのような点に配慮すべきであるかを、財務データ情報の公開の事例に則して考察を行った。

本稿ではまず、研究対象とする無形資産を概観し、そのイメージを明らかにする。次に研究者や実務家、コンサルタントによる無形資産の分類方法の整理をおこない、おおまかな類型化をおこなう。その結果、無形資産の分類方法には、現状ではこれが正しいという決定的な方法がなく、多くの方法や方式があることを確認する¹。ただし、ここで検討した無形資産の分類方法の事例は、後に（次稿）提案する無形資産の分類と評価法を導き、その有用性を検討する際の参考となる。次に無形資産情報を公開するとしたら、どのような点に配慮したらよいかを、財務データ情報の公開の事例にそくして考察する。無形資産の情報公開にあたって重視されるのは客観性であることから、その客観性を保証する条件について考察した。その結果、無形資産情報においても情報公開にあたっては独立性のある監査の枠組みが必要なこと、その枠組みは財務情報に準じて考えられねばならないことを主張した。しかしそのような指摘だけでは根本的な解決にはならない。無形資産情報自体にその客観性が担保されるような仕組みが内包されている必要がある。そのような仕組みとして、井尻雄士氏の考え方が参考となること提示した。ただし、本稿では具体的な無形資産の分類・評価・報告様式の提言はおこなっていない。また本稿では無形資産の社会経済的な影響や意味については、今回は考察をおこなわない²。

II 無形資産とはなにか：本稿で扱う無形資産の範囲

無形資産といったときに、まだ一般にはその示す範囲に隔たりがある。ここで

¹ 無形資産についての議論と報告様式の分類については、経済産業省『通商白書 2004』PP. 58-115 他多くの文献がある。

² 90年代の日本企業のイノベーション戦略と組織・人的資産の育成についての研究として三本松進（2005）を参照されたい。

は本稿で扱う無形資産の範囲について議論をしておく必要がある。ただし本稿では無形資産の厳密な定義は行わない。厳密な定義により、あつかう無形資産が限定されてしまうことを避けるためである。

一般には無形資産は有形資産の対概念であり、英語では tangible asset の対概念である intangible asset に対応する。Intangible の原義は周知のように触ることのできないという意味である。市場・会計的なアプローチからは、無形資産は企業価値から金融資産と有形資産を除いたものと定義される。企業価値の算定方法は、将来のキャッシュフローや収益力から算出する。株価が収益力や将来のキャッシュフローを反映している場合には、株式時価総額に負債の時価総額を加えて算出することも可能である、といわれている。株価から企業価値が算出可能であるかどうかは、本稿では議論は行わない。

そのようにして算出された企業の総体としての価値から、金融資産の時価額、有形資産の時価額を差し引いた金額を無形資産と定義しておく。会計学では、のれん³と呼ばれる場合もある。

このような方法で無形資産を定義すると、興味深いことがわかる。資本市場である企業の株価が上昇することにより、その企業の無形資産が増加したと解釈される場合がある。ある企業の活動を市場が認知すれば、そのような活動は無形資産と解釈され、いくら企業が努力しても市場が認知しなければ資産になりえないということである。このことは企業は潜在的に多くの資産を所有しているが、市場や消費者に価値が認知されれば、無形資産として取上げられ価値がつく。認知されなければ、無形資産項目として載らないということの意味しているのである。

これは社会の倫理観や価値観の変化によって、無形資産となりえるか否かが左右されるということを示唆するのである。その典型的な例として、環境に対する配慮があげられよう。企業が環境に配慮し、そのルールを遵守することにはそれなりのコストがかかるが、市場が環境問題を重要視しなければ、このような姿勢は評価されない。しかし、市場が環境への配慮は企業イメージやリスクの回避に役立つと認識するなら、そのような姿勢は無形資産として認識される可能性があるのである。

なお本稿では、asset と capital はさほど厳密に区別して用いられてはいない。そもそも capital は使用範囲、使用法のひろい言葉で文脈の中で判断せねばならないことがおおい。筆者は会計分野の出身であるのでどちらかというところ、asset はバランスシートの借方の資産を意識し、capital はバランスシートの貸方の出資や持分をイメージしている場合が多いが、それでも capital は自己増殖する運動体としての「元手」というイメージで用いることもある。

³ Edwards & Bell(1961) では、企業の生み出す将来キャッシュフローの割引現在価値から資産の時価額を差し引いた概念を主観のれん (subjective goodwill) と呼んでいる。

Ⅲ 無形資産の分類の諸類型

本節では無形資産の分類、測定技法あるいは、無形資産を活用した経営技法を取り上げ、それらの整理をおこなう。そこには多くの分類方式が発見されるのである。個々で取り上げる「無形資産の分類評価」は、無形資産の評価を意図して行っているものと、結果として、無形資産の分類や評価になっているものがある。以下の1, 2が前者であり、3以降は後者にあたる。3以降は他の目的のために作成されたものが、結果として、無形資産の分類あるいはその参考になるものである。

1. プロセス型：デンマークで法制化された知的資本報告書⁴

デンマーク政府は企業の保有する知的資産を評価するために、法制化をおこなった。同法では開示が義務付けられているわけではないが、企業に「知的資本報告書」の作成を促すために、デンマーク科学技術省（Danish Ministry of Science, Technology and Innovation）が「知的資本報告書に関するガイドライン（Intellectual Capital Statement - The New Guideline）」（以下、ガイドラインと略称）を2003年2月に発表した⁵。

知的資本報告書の意義として、次の2点が考えられた。

① 知的資産の言語化

② 資金調達のためのアピール。

本報告書でまず強調されているのは、① 知的資産の言語化である。ここでの知的資産の言語化とは、経営者自らが自分の企業の「強み」あるいは「弱み」を認識することと考えられる。マネジメントの出発点は明晰な自己認識である。従来、会計データによって金融資産や有形事業資産の認識は、可能であった。自社やそのビジネスを成り立たせている無形資産をまず把握しようというのが、ここでの意図である。

知的資産を認識し言語化した後の作業は、その認識された知的資産の体系的把握と評価である。ただし、このガイドラインではこれらの作業はそれほど重視されていない。ここでは無形資産や知的資産の網羅的な把握を意図としていないと考えられる。後に検討するように、無形資産の網羅的にかつ重複なく把握することは非常に難しいが、ここでの① 知的資産の言語化は、知的資産の網羅的かつ重複のない把握とは異なると考えられる。その意味ではここで作成される報告書は経営者が自らの観点で認識し重視している無形資産についての報告書なのである。

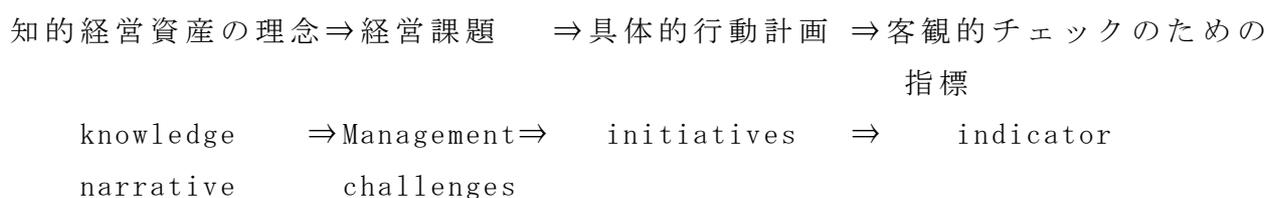
⁴ デンマーク知的資本報告書については経済産業省『通商白書2004』pp.84-92が詳しい。

⁵ Intellectual Capital Statementをここでは「知的資本報告書」と翻訳する。しかし、本ガイドラインでのIntellectual Capitalは、本稿での知的資産に相当するので、報告書名称以外では「知的資産」という用語を用いる。

その意味では経営者の主観性の強い報告書となる危険性がある。

そこでこの報告書作成のガイドラインでは、知的資産の構成要素についても及言している。それらは従業員、顧客、プロセス、技術の4要素である。この分類は次に検討する、「要素列挙型」の無形資産の分類の標準的分類と一致する。ただし、この報告書では、知的資産をこれらの4要素に分類し、測定することが主眼でなく、以下に述べるように、認識された知的資産を利用して経営戦略を策定することを目的としている。

その経営戦略の策定は次のようなプロセスを経て行われる。



ここでの「知的経営資産の理念」とは経営戦略策定のストーリーとしては、最上位に位置する。それは企業理念や企業のミッションとかかわりを持つ重要なものだからである。ただし、同ガイドラインでは実際の作業手順としては、「具体的行動計画」の分析から着手し、それを整理することで「経営課題」を明確にし、さらに「知的経営資産の理念」を導くことを示している。すなわちここでの矢印：⇒は、具体的なプロセスとは必ずしもいえず、あるストーリーを示していると考えられるのである。ここでのストーリーとは「正当化」のストーリーと呼んでもよい。その意味では、この無形資産の分類方式は「プロセス型」というよりも「ストーリー型」と呼んだほうが適切かもしれない

この方式の特徴は、企業価値の創造を意識したもので、投資家による比較という観点よりも、「中小企業の「底上げ効果」が期待されている。」(『通商白書 2004』p. 85) という指摘は納得できる。中小企業向けで企業の強みを自ら発見して、その強みをさらに伸ばしていこうという視点が強い。

具体的には、具体的行動計画の内容・目的とは何か、具体的行動計画の効果、必要な具体的行動計画とは何か、を回答していく中で、各企業家が、具体的行動計画の概念を整理することが可能となる、といわれている。この方式については『通商白書 2004 年版』でかなりのページを割かれて説明されているので、ここでは説明は省略し、『白書』に書かれていない視点を提示しておきたい。

本方式の特徴のうち、長所と考えられる点は以下の点である。

- ①他の方式に比べて事務処理の手間がかからない。
- ②企業の理念が各セクションや個人の日常業務に結び付けやすい。
- ③企業経営者独特の直観に訴える。

- ④ シンプルなツリー構造で、理解しやすく、利害関係者へも説明しやすい。利害関係者への説明資料に使える。
- ⑤ 手間がかかり客観性が担保されにくい、「評価」が入っていないので、受け入れやすい。

経理部や会計データに詳しい経営者は情報の確実性にこだわり、無形資産の評価には抵抗を感じる場合も多い。ここでの情報の確実性とは、いつ誰が算出しても同じ結果が出るということと、貨幣的に評価できるという2点が重要である。会計では伝統的に損失が明らかな場合でも、それが貨幣金額として確定できない場合には無視される傾向がある。また現代のように情報量が急増している状況では、会計把握する情報を限定しないとそのコストは膨大なものとなる。また会計情報のセキュリティのためのコストも今後は無視できない状況である。その意味で会計担当者は新しい情報にたいして会計の門戸を閉ざす傾向にある。この方式は積極的に会計データや会計システムの中に無形資産情報を組み入れようとしていない点から、かえって会計・経理担当者に受け入れやすいと考えられる。この点もこの方式の長所である。

デンマーク方式の欠点は、以下のような点である。

- ① 網羅的かつ一般的な無形資産の分類と評価が行われていない。
- ② それゆえに他業種との比較可能性が少ない。
- ③ 定量的に財務データとの関連も示されていない。
- ④ 将来への目標が多く。絵に描いたもちになる可能性が高い

これらの問題点から導かれ、ある程度達成可能である改善点について指摘しておきたい。

デンマーク方式の改善点は、以下の通りである。

- ① 将来の目標だけではなく、現在の状況についても記述し、対比できる形が好ましい。
- ② 過去の報告書の重要部分を掲載し、それらの達成状況について記述する。
- ③ 財務データへの貢献を記述したほうが、インパクトがあるが、その際にはできるだけ算出根拠を明確にし、ディスクローズする。

現状において無形資産の標準的な分類とその評価の方法が確立されていない状況では、このデンマーク方式は有効性が高いと考えられる。

2. 要素列举型

先に検討したデンマーク方式：プロセス型が無形資産経営の方向性をしめすいわば動的な報告方式であるのに対して、ここで分類する方式は無形資産の棚卸をしようという静的な報告方式である。この方式によって作成されたものは非常に

多いことが想像される。そこには直感的、プリミティブに無形資産と想像されるものをただ列挙されたものから、一部あるいは細部に上記のデンマーク方式で指摘したような「⇒」(ストーリー構築作業での論理帰結あるいはプロセスでの流れを表す)を加味したものまで幅広くいろいろの方式が模索されている。ここに分類される方式の特徴は無形資産の「分類」に起点を置く点にある。ここでは最終的にはこの要素列挙型の典型で、実績があり非常によく考えられているアクセル社の方式に的を絞り検討をおこなう。そこではこの方式の限界と発展方法がよくわかるのである。

1) 無形資産分類項目

多くの事例を観察すると、無形資産の分類項目は一般的に知的財産、人的資本、組織価値：の3分類が基本であることがわかる。

- 知的財産：特許権等各種獲得された・自己創出の権利、ソフト、技術、生産方法・プロセス※
- 人的資本：従業員的能力(資質、経験、能力、意欲など)、経営者の能力(資質、経験、能力、意欲など)
- 組織・関係価値：各種ネットワーク(物流、製造、資材、資金など)、ITの効率性、ブランド※、顧客資産※、ビジネスモデル※、マーケティング力※、※印は他項目に入れられたり、独立した項目で表される可能性のあるもの。

北欧の金融保険会社スカンディア社で開発された、無形資産の分類、活用方法はIntellectual Capital Sweden AB社において発展させられている。これらの手法を利用し・普及させている日本法人がアクセル社である。スカンディア社の無形資産の分類と利用方法については、エドビンソン、マローン(1999)を参照されたい。

2) アクセル社の企業価値分類と無形資産項目

アクセル社では企業価値を以下のように分類している。

財務資産

知的資本

- ビジネスモデル、
- 組織構造資本：人的資本(経営陣、従業員)

知的財産

プロセス

- 関係構造資本：ネットワーク

ブランド

顧客⁶

このように無形資産を分類した後、

戦略目標⇒成功要因⇒アクションプラン⇒指標

というプロセスをへて業務改革を実現する。この業務改革プロセスは、アクセル社固有のコンサルティング方法に基づき、複雑で詳細な内容を含むものである。

この改革プロセスはデンマーク方式や以下で検討するバランス・スコア・カード（BSC）の影響が強く見える。おそらくスカンディア社で開発された当時は、知的資本の認識は上図のようなシンプルな構成ではあるが、全社的に無形資産を棚卸し、把握する意図が強かったと推察される。その後、アクセル社における多くのコンサルティング業務をへて、この図のような分類に、あとで検討を加えるバランス・スコアカードに代表される多くの管理技法が混入したと推定される。その結果、現在のアクセル社のコンサルティングプロセスは複雑なものとなっている。しかしそれでも無形資産の分類方法は非常によくできたものであり、アクセル社自身この分類により対象会社の現状を把握するのが、改革の第一歩であると語っている。

この分類された各無形資産は基本的に物量把握される。さらに適切な分母をみつけて比率にされ、比率の高いものが優良であるように、分子と分母が調整される。さらにその業界、会社に適した項目に選定され、改革の際の指標と利用されていくのである。

繰り返しになるが、アクセル社はコンサルティング業務のために、この分類をもととして、いくつかのコンサルティング技法を付け加えているが、その原型の無形資産分類は非常によくできている。しかし、この分類の中でビジネスモデルの位置付けには問題がある。ビジネスモデルは多くの無形資産に横断的に関係するものである。おそらく無形資産の分類を確立した後で、ビジネスモデルという概念が広まり、後で追加したものではないだろうか。ビジネスモデルの位置付けには再考を要する。

3. 企業の社会的責任に関する報告書

企業の社会的責任: corporate social responsibility: CSR についての議論は、無形資産の分類を考えるにあたり 2つの点で、示唆をあたえる。一つは CSR で取り上げる項目の多くが、企業の無形資産項目にあたるということ、もう一つは企業情報として CSR やその前段階にあたる環境報告書がどのように、無形資産や情報を伝えたか、その問題点はどのようなものであったが明確となる、という点で

⁶ 知的資本の分類はアクセル社パンフレットによる。ちなみにスカンディア社の無形資産の分類は以下の通りである。顧客、プロセス、革新と開発、人的一見違うようであるが、細部はほぼ等しい。保険金融業という業種による差が出ているのである。

ある。

1990年代の後半、環境会計とそれを収録する環境報告書が多くの企業によって作成された。この環境報告書は、企業の環境に対する影響についてかかれた報告書であり、a. 文章による記述、b. 物量による測定データ、c. 環境会計による金額データを主な内容としていた。2000年代に入って、企業の社会的責任の重要性が主張されるとともに、環境報告書はこの企業の社会責任報告書の中に包含されるようになる。その意味ではCSR報告書は環境報告書の発展型とみなすことができる。ここではまず、環境報告書の概要とその限界、いかなる点がCSR報告書に受け継がれたのか。CSR報告書の新しい点は何かについて検討をおこないたい。

1) 環境会計の意味と限界

そもそも環境報告書は、①企業の環境への負荷を測定する、②企業の環境への貢献度を広告するという2つの使命を帯びていた。一見この2つの使命は貢献と負荷というプラスとマイナスの測定という一つにすることのできるようにも見える。しかし、環境問題を極論すると、人類が存在せず、環境に何も加えないことこそ最善であるといわれる。いわゆるディープ・エコロジストの観点である。その意味からは、「貢献」とは、環境をもとにもどすことしかありえない。それにもかかわらず、なぜ、貢献が重要視されたのか。それは貢献が実は環境への貢献ではなく、投資家への貢献を意味していたからである。それは環境報告書の中心に位置する環境会計に象徴的、典型的に現われるのである。

まずここでの環境とは、地球自然環境と社会文化環境の両方を指していることを確認しておく。人間は自然の一部であるとともに、文化社会的存在でもあるからである。環境学・環境経済学からみると、環境は貨幣的価値以前の根源的なものである。表現するには物量でしかありえない。しかし金額はもちろん物量表現でさえ人間による尺度が加えられたもので、多面的側面を、表現していない。つまり、「環境的」には眼の前の石は、その化学・原子組成と質量で表現すれば足りるというものではない。「環境的」には形、色、おかれた場所、表面の染みのような刻み、歴史的経緯などきわめて多面的な存在である。その意味ではある石は、物量でなく、「これこれという石」という記述のほうがその性格を的確に表現する場合がある。

このように環境と「もの」の性質を考えると、環境経済学を企業や組織に適応するさいには、記述と物量の両側面で表現される必要があることがわかる。すなわち環境への負荷・貢献を測定するには、基本は物量表現であるが、物量で表現しきれないときには記述様式が必要である。たとえば、企業がゴルフ場を造成したとする。その物量評価は森林伐採 何ヘクタール、CO₂の吸収量減少、水源としての効果の減少等々である。しかし、このような物量表記より、どこの場所で何 ha の森林を伐採してゴルフ場を造成した。という一行のほうが、企業の行動を

的確に示している場合がある。

この物量と記述による表記は、ある意味で正確なものに思われるが、いくつかの問題点がある。その最大のもの、現実の存在は多様多面的なもので、その表現は常に限定されているということである。一つの石の存在表現は、実に多様であるが、われわれはそのなかのいくつかに限定して把握せざるを得ないという点である。場合によっては一番重要な側面を意図的に落とすことも可能となる。また、企業が直面するどのような「環境存在」と向き合うかという、決定が必要である。たとえば通常空気は無視するが、酸素の使用は把握する必要がある、空中窒素の固定や地熱、風力の利用はマイナスとして捉える必要はない、などである。

さらに物量と記述には、比較可能性が限定されるという欠点がある。もちろん同業種では比較可能であるが、異業種間の比較は難しい。異業種ではそれぞれ重要となる物量が異なり、異なった物量の比較は、何らかの仲介項か換算係数を置かないと難しいからである。換算係数をおくことは貨幣評価に極めて近いものであると言えるのである。

環境報告書の中心は、ページ数こそ多くはないが、環境会計である。環境会計は企業の環境に対する負荷額と貢献額を対比させるべきである。ところが会計という枠組みに入ってしまうと会計の約束が前面にでる。

会計は時価評価を嫌い、取得原価をこのむので環境コストは実際どれだけ負荷をかけたかではなく、通常の会計的思考では支出額（環境への投資）で捉えられる。つまり環境を考慮して活動や支出をすればするほど環境コストは増加する。それでは環境への貢献はどのように測定されるかという、一部リサイクルによる収入はあるが、ほとんどが、機会費用の節減である。環境コストをかけなかったらどれだけコストが増えていたか。その増分を節減できたのが環境への貢献となる。たとえば有害物質の回収の効果（金額）はそれが公害訴訟となったときの訴訟費用の節減として評価される。それと騒音の節減などはみなし効果として、金額が推定される。このように実際の環境会計は環境への負荷と貢献を測定するのではなく、企業にとってどれだけコストがかかり、どれだけ金銭的に見返りがあったか、もしくは金銭的支出を回避したかで測定されるのである。

このような環境会計は次のような矛盾点をはらんでいる。環境に対して何もしなければ、コストも貢献もなく環境収支はゼロである。環境を配慮してさまざまな活動をおこなうと、コストばかりかかり、環境収支は大幅なマイナスとなる。そのうえにこれまでの環境会計は企業が関心を持ったものしか、認識対象におかないという、関心を置かないものは認識されず、計上もされないという根源的矛盾も抱えていたのである。

数年まえから一部の企業ではこのような環境会計の矛盾が気づき、取り組みを停止する企業も出始めていた。また別な考え方にたって環境会計を発展させている企業もある。環境会計の「特質」を矛盾として切り捨てるのではなく、企業の

長期的価値創造力を高めるものとしてむしろ拡大していこうという方向性である。そのようななかで、企業の環境への配慮を社会的責任という、より広い観点から捕らえようという試みである CSR が浮上してきたのである。しかもここでは CSR は企業が社会に存在するための最低限の義務や責任を果たしているかということだけではなく、長期的価値創造力を生み出す指標として捉えられているのである。

2) CSR と企業の長期的価値創造力

CSR の普及の現状、国地域別の CSR への考え方の相違、そして CSR と企業のパフォーマンスの関係についてはここでは特に述べない⁷。ただし、ここでは企業の CSR への配慮は、企業の長期的価値創造力と関係がある、すなわち CSR で取り上げられる項目は、企業の無形資産と関係が深いことを確認しておきたい。そこで本稿では無形資産項目の整理方法の一つとして、CSR を観察しているのである。

CSR はおおよそ次のように定義される。企業が従業員、市民、地域、および社会当の企業をとりまく利害関係者に利益を配慮する姿勢のもとに、経済・社会・環境問題においてバランスの取れたアプローチを行うことにより事業を成功させること。

CSR とは経済・社会・環境への配慮、トリプルボトムラインと呼ばれる概念を配慮する中で事業を行おうという考え、とも言い換えることができる。ここでいうトリプルボトムラインに関する項目を具体的に列挙すると、法令遵守、コーポレートガバナンス、説明責任と情報開示、顧客への誠実さ、人材の育成、公正な競争条件の確保、人権の尊重、環境の配慮、地域社会への貢献などである。

ここに従来のコーポレートガバナンスの対象である市場関係者(株主、投資家、債権者、取引先)の観点を入れるばあい。もしくは世代間の公平性を確保できるように、今日の世代にくわえて将来の世代の視点を加える場合もある。

CSR が企業の長期的価値創造力と両立しえる理由として、次のような理由が考えられる。

- ① 上記のような CSR で配慮する項目は、知的資産で挙げられた項目と重複している。項目の類似。
- ② また知的資産の企業の価値創造力への貢献のプロセスと CSR 項目の価値創造力への貢献プロセス・利用プロセスは類似している。プロセスの類似。
- ③ CSR 行動は、企業の特異性を明確にし、その長所を助長する。
- ④ CSR は企業のリスクマネジメントと関係が深い。リスクマネジメントの一つとして長期的価値創造力貢献が考えられる。

資本・債券市場でも、CSR への配慮を行っている企業を選別した上で投資決定

⁷ 経済産業省『通商白書』2004、75 ページ以降を参照されたい。

をする SRI (Social Responsibility Investment) が拡大しているのは、CSR 項目が企業の長期的価値創造力と関係が深いからと考えられている⁸。

企業が社会的責任を果たしている証として、社会責任報告書が作成される。これらの名称はまだ統一されていない。環境報告書、社会的責任報告書、CSR 報告書などがこれに当たる。これらを総称して非財務報告書と呼ばれる場合がある。

現状の日本企業では、リコー、アサヒビール、資生堂などが社会責任報告書では先進的企業としてあげられる。これらの非財務報告書は UNEP (国連環境計画) と Sustainability、S&P によって評価(ランキング)がつけられている。これらのランキングは SustainAbility.com で開示されている。

非財務報告書の内容や様式についてのガイドラインとしては、GRI (Global Reporting Initiative) の発行したガイドラインがある。また AA1000 というイギリスの社会倫理説明責任研究所 (The Institute of Social and Ethical Accountability) が発行した規格がある。そのほかに以下のような法令・基準・規格がある。

- すでに検討した、1, 2 に分類したデンマーク、スウェーデンの上場企業での社会・環境側面・無形資産項目の情報開示。
- フランス新経済規制法による CSR 規定
- 英国会社法による「企業活動財務報告書
- 米国企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act) : 財務およびオペレーションに関する情報開示要求
- 日本、環境省「環境報告書ガイドライン (2003 年度版)」

これらは非財務報告の開示について触れている。ただし多くは開示を要求あるいは推奨しているがその細部内容は、企業の自由裁量に任されている場合がおおい。ここでは本稿の他の項目で扱っていない英国会社法による「企業活動財務報告書 (Operating and Financial Review) とフランス新経済規制法による CSR 規定について概観した後に、GRI のガイドラインでの項目を検討する。

3) 英国会社法とフランス新経済規制法による CSR 規定⁹

2001 年 5 月に成立したフランスの新経済法 (Nouvelles Regulations

⁸ CSR の価値創造への貢献プロセスの検討は、本稿では十分におこなれていない。リスクマネジメントとの関係については、刈屋武昭 (2005) の経済産業研究所の Discussion Paper を参照されたい。

⁹ 英国会社法による企業活動報告書 (Operating and Financial Review)、フランスの新経済法 (Nouvelles Regulations Economiques) については、以下のサイトを参照されたい。

www.opsi.gov.uk/si/si/2005/20051011.htm、

www.e-bretagne.com/index-fichieries/docu/juridique/nre.pdf

Economiques) では 2003 年以降年次報告書において、企業活動の社会・環境への方針と実績情報を盛り込み公表すべきことを株式市場上場企業に対して義務づけている。特に注目される社会面の報告について、人的資源（雇用、報酬、機会均等、教育訓練、安全・衛生、多様性等）、コミュニティとの関係（地域住民や利害関係者への影響及び共同の取り組み等）、労働基準（ILO 憲章の遵守等）の三側面から報告すべきことを定めている。また環境への影響については天然資源や再生可能なエネルギーの使用状況、大気・水質土壌汚染の状況などである。

英国では会社法の改正により、2005 年から従来の財務関連報告書に加えて、「企業活動財務報告書（Operating and Financial Review）」を企業が作成・開示することになった。本報告書は英国の上場企業を対象とし、その目的は当該期の企業経営の発展と成績、期末の企業の状況、経営の方向性とそれを支える要因、将来の企業の発展と企業状況に影響を与える要因の把握である。そのためには報告書は、企業の経営状況・目的・戦略、企業の資本構成と財務政策の項目にくわえて、企業の利用可能な資源、企業の直面しているリスクと不確実性の記載も必要であることが注目される。

さらに環境に関する情報とその企業経営へのインパクト、雇用に関する情報、社会とコミュニティに関する情報の記載とそれらの情報と財務情報を利用して企業の包括的な分析を行う必要があるとされている。「企業活動財務報告書」は、企業の長期的な価値創造を記述するという意味ですでに検討したデンマークの「知的資本報告書」と近い考え方であるとともに、企業の社会的責任に関する事項も取り入れられている。

4) GRI ガイドライン

GRI(Global Reporting Initiative)とは 1997 年に CERES(Coalition for Environmentally Responsible Economies)および国連環境計画の呼びかけで発足した非政府組織である。GRI が 2000 年に発行した持続可能性報告に関するガイドラインでは、経済・環境・社会のトリプルボトムラインが重視されている。その後、2002 年版で更新、2003 年時点では 21 カ国 1300 以上の企業が当該ガイドラインに即して報告書を作成しているといわれている。

経済：顧客、供給業者、従業員、出資者、公共部門

環境：原材料、エネルギー、水、放出物・廃棄物、供給業者、製品とサービス、法の遵守、輸送等

社会：労働慣行および公正な労働条件（雇用、労使関係、安全衛生、教育訓練、多様性と機会）

人権（戦略とマネジメント、差別対策、先住民の権利、組合結成と団体交渉の自由、児童労働、強制義務労働、懲罰慣行、保安慣行）

社会（地域社会、贈収賄と汚職、政治献金、競争と価格設定等）
製品責任（顧客の安全衛生、製品とサービス、広告、等）

以上の項目について、報告書に GRI ガイドラインに準拠して作成したと表現するためには、最高責任者の声明、サインを必要とする。ただし、第三者認証は必要としていない。

ただし、GRI のガイドラインでは、これらの項目が企業のリスク要因である、あるいはこれらを配慮することでリスクの回避が可能であることを示しているが、それらが積極的に企業価値創造に結びつくか、またその結びつく過程がどのようなものか、については述べられていない。

また、すでに述べた SustainAbility.com で開示されている UNEP（国連環境計画）と Sustainability、S&P による非財務報告書の評価（ランキング）はその評価過程と基準が明確でない。今後の情報開示を待ち検討をおこないたい。

4. 格付けの局面

現在、格付け機関による社債の格付けは、最も確度の高い企業評価といわれている。社債の格付けは、社債の元利返済の確度を示したもので、企業評価ではないといわれる場合がある。しかし、企業評価とは将来のキャッシュフローの予測であることから、実際は担保のあるなしを除けば、社債の格付けと同様である。そのような格付けは、財務データとともに非財務データ（定性要因）を同業他社と比較することで、決定されるといわれている。この格付けの過程で、どのような非財務データ・定性要因に着目するかに興味もたれる。

格付けの過程はおおむね、次のようなものである。

- ① 当該企業の過去の財務データの修正：会計処理等の相違の調整、部門の分離調整
- ② 時系列比較と他社比較による相対感の確認
- ③ 過去の非財務データ加味による修正財務データの見直しと要因分析・構造評価
- ④ 予測非財務データ加味による修正財務データ予測
- ⑤ 時系列比較と他社比較による符号決定

このように格付けは過去の財務データに過去と予測の非財務データを加味することで決定される。そこでどのような非財務データが用いられるかに、最大の興味があったが、結果は、格付け担当者には、それぞれ担当する業界があり、定性要因は業界と時代によって大きく異なるとのことであった。

国内格付け機関へのインタビューに基づき、例として、自動車業界の格付けで重視される定性要因を整理すると、次のようになる。

- ①特許・技術
- ②設備の保守・メンテナンス体制
- ③要員の組織・教育、熟練工の比率
- ④部品調達面での系列
- ⑤生産拠点の立地・技術
- ⑥販売・広告面の店舗立地・ブランド

また格付に際して最近では、決算予測の実績との差異、あるいは決算予測の修正の時期とその幅にも着目している。実績と予測の隔たりが大きかったり、決算予測をたびたび改訂する企業は、センサーとしての財務システムに問題があると思われることができるからとのことである。昨今、one-day-closing と呼ばれるように決算の短縮化が競われている。決算予測能力が問われる背景には、そのような時代背景が存在するとも考えられる。このことは時代によって注目される定性要因：無形資産項目は異なることを示している。

5. BSC (balanced score card)

1) BSC の特徴

Balanced Scorecard(以下BSC)はHarvard Business SchoolにおいてRobert Kaplan と David Norton によって提唱された管理技法である (Kaplan and Norton(1992)¹⁰。かれらは現行の実務のなかから、財務数値に偏重しない多面的な管理技法を理論化した。それが BSC である。

Balanced Scorecard の balance とは、財務の視点、顧客の視点、内部ビジネスプロセスの視点、学習と成長の視点の 4 つの視点のバランスを意味する。これらのうち財務で表現されるのは、財務の視点のみであり、他の視点は非財務 (Non Monetary) の視点が主である。すなわち 4 つの視点のバランスとは、財務データと非財務データのバランスを保つことを意味する。この業績評価の多様性が BSC の特徴のひとつである。

一方スコアカードは、戦略目標 (Strategic Objectives)、成果尺度 (Outcome Measure)、目標値 (Target)、実施項目 (Initiatives) で構成され一覽性を確保したものである。企業のビジョンや全社的な戦略を実現するための戦略目標を策定

¹⁰ バランス・スコアカードについては参考文献に挙げた Kaplan, R. S. and Norton, D. P 他の文献を参照されたい。なお、value chain scoreboard、ISO14000 環境プロセス監査、コーポレートガバナンスの際の検討項目なども、企業の無形資産に関係のある項目であるが、今回の DP では、これらについては検討を行わない。これらの検討は、企業にとって重要な無形資産項目の抽出に有益と考えられる。今後の課題である。

し、その目標ごとの業績評価指標を設定する。それらを全経営管理階層そして各人に伝達することで、目標の進捗度を管理しようとするものである。このように戦略を組織内にわかりやすく一貫性をもって伝達するという機能がもう一つの特徴である。これは全社戦略（最終的には利益・会計データとなる）と各階層・組織の活動（非財務の指標が主体となる）の進捗状況に関連・筋道をもたせていると見ることもできる。

この非財務データを包含することと、その非財務指標を全社戦略（最終的には利益・会計データとなる）と接合させているという点に着目すると、BSCは、その企業にとって最も重要な各活動（非財務指標を含む）の価値を財務データと結び付けていると見ることも可能である。すなわちBSCは、企業の非財務的価値：無形資産の明確化とその評価を可能にしているのである。

2) BSCの新規性とその無形資産分類上の意義

BSCは1990年代初期の提唱時には、企業の戦略的目標を達成するための多様な得点表とみなされていた（内野一樹（2005）、P.246）。しかし、その後、Kaplan自身の改訂版（Kaplan, R. S. and Norton, D. P. (2001)）を含めて、現在では、戦略を実現するための総合的なマネジメントシステムとして考えられている。

現在まで10数年を経る間に、いくつかの解釈が加えられ、複雑なものになりつつある。また論者やそれをを用いる実務家・コンサルタント間で内容に差が出てきている。これは以下に述べるように、すでに述べたBSCの2つの特徴、非財務諸表を含むことと、全社的な管理技法に追うところが大きい。非財務指標を含むことから個別の企業の特殊事情に対応できまた弾力的に運営できる。また過去に開発された管理技法をそこに適応させることができる。また全社的な管理技法であるという側面は、すでに一般的になっていたPlan, Do, Checkサイクルを意識した管理技法で培われた社内の技法を適応できるというメリットもある。

その意味ではBSCを構成する個々の技術はとくに新しいものではなく、これまでの管理技法を1枚のシート、Balanced Scorecardのうえで総合できたという

点が発明であったのである¹¹。

BSC は社内の管理に用いるのでその会社の真実の姿を伝える。また非常に実際的で活動や社内の無形的価値が金額データに繋がられている。ただし、あくまでも当該企業の業務の改善や目標の達成のために作成されるものであり、企業による特殊性や個別性が強い。標準的公表様式として不可欠な普遍性に乏しい。また、戦略上の理由から BSC の重要ポイントは、外部には絶対に開示されない。

しかし、このような欠点はあっても BSC で挙げられた項目やその評価方法は、無形資産の分類や測定面で参考になる。

6. 検討の結果を受けて

各方式の特徴の要約はここでは行わない。この方式の検討で明らかになったことがある。それは無形資産の分類方式の中で指摘された一つの特徴「⇒」、「-」である。「⇒」、「-」は要素、項目間の結びつき、関係を示している。それはデンマーク方式：プロセス型に典型的に見られる。

筆者はデンマーク方式の特徴は経営理念⇒経営課題⇒行動計画⇒指標 というように「⇒」で結び付けられている点に特徴があると考えている。それを本稿で

¹¹ バランス・スコア・カード (BSC) が急速に普及した理由は以下のように考えられる。その第一の理由は、BSC は社内外のマネージャーやコンサルタントがすでに手に入れている管理技法の応用と組み合わせでできている点である。それに加えて、現代の現場が BSC を求めているという事情もある。

それでは BSC のどこが求められた点なのか、また BSC はなぜそれに応えたることのできたのであろうか。

この間に関して、多くの論者は、すでに挙げた、非財務指標を含むと点と全社的目標が個人の日常の業務活動に落としこめる点に求めている。しかし筆者は次のような管理会計上の新しい仮説を示しその応えとしたい。

「すべての管理技法はその技法が周知徹底されると同時に有効性を喪失する」というものである。

新しい管理技法普及の理由は、それがただ単に新しく皆が知らなかったからではないか。集団組織のモチベーションを維持するためには、慣れ親しんだ管理技法では、「楽」をしたい、「有利に評価されたい」、「少ない労力で高い評価を得よう」というモラルハザードが生じてしまう。このモラルハザードを防ぐためには 2 つの方法がある。

一つは絶えざる改革によって、評価ルールをある程度わかりにくくする方法と、小集団を単位とした管理をおこなうことである。小集団 (最大 50 人以下) では、私生活を含めた個々人の能力、情緒状態、各種状況を相互に把握でき、明文化されたルールによる集団の規制を必要としない。規定としてのルール設定は不効率な側面がある。とくに創造的な人種にとっては、もしくは多くのルールは彼らの創造性を失わせてしまう。もしくは多くの人が持つ創造性の芽は、瑣末なルールによって摘まれてしまう。うまく運営された小集団では、相互の信頼感、一体感により高い効率性、創造性を発揮することが可能となる。

この仮説の説明と考察はここでは、これ以上深く踏み込まない。本稿の主題からそれてしまうからである。ただし、この仮説はある管理技法の開発には示唆をあたえる。それはある技法は厳密、過度に的確であってはならないということである。的確さは社会から排除される。それは無形資産の分類評価報告の様式にも当てはまる。会計技法が長く経営管理上の女王の位置を占めてきた理由を、多少逆説的な言い方をすればつぎのようになる。会計では貨幣という抽象性の高いツールを用いた財務諸表という表が作成される。それは一見無味乾燥な統一的標準様式で、その内実を予感させ、他組織と比較可能ではあるが、その意味するところが明確には、わからないということも重要なのである。

はプロセスあるいはストーリーと呼んでいる。「⇒」の定義は厳密には難しい。因果関係であるが、原因結果というよりは論理関係、「導かれる」という意味であろう。ただ導かれるといっても、それが「必要である」という必要条件を示すことが多いが、あるときは十分条件を示している場合もあるようである。単なる関係と捕らえたほうがよい場合もある。

じつはこのデンマーク型は単線的に「⇒」でのみ結ばれている非常にシンプルなかたちである。ここで検討したほかの無形資産の「分類」でも、実際に利用される局面では、この「⇒」は多数存在する。BSCなどは「⇒」が多方向に錯綜している。

今後、無形資産報告書を作成する際にこの「⇒」あるいは「-」を入れるかどうかは議論されねばならない重要な論点となる。「⇒」をいれるとは無形資産を価値創造プロセスやそのためのストーリーの中に位置づけることであり、その企業の行動指針や方向性が明らかになる。ただしその場合はプロセスと方向性に注視することになり、無形資産全体の把握はできない可能性がある。そこでは全体としての客観性は欠く可能性が生ずるのである。

そこでは報告書の目的が、無形資産経営の方向性・プロセスをしめすのか、無形資産資源の保有状況の開示であるのかという論点に帰着するのである。

ただしプロセスそのものが無形資産であるという考え方もできる。無形資産を列挙することは文字通り「絵に描いた餅」であり、プロセスとして位置づけた方が価値創造の方向性を示すという意味で、無形資産の把握には適切である可能性が高い。）

IV 無形資産分類方法の多様性

前節でみたように、無形資産の分類評価報告の様式にはいくつかの方式がある。ほかにも現在、無形資産に相当する企業の非財務データや非財務的価値の測定が、多くの場面で行われており、その多くが無形資産の測定に関するものである。

財務報告についても、地域による多様性は存在し、その調和化に数十年を要したことは、国際会計基準の普及の歴史を見れば明らかである。しかし、無形資産の分類方法の多様性は国という枠によるものでなく、企業の個別性に帰着するところが多いようである。本章では無形資産分類方法の多様性の理由について考察を加えたい。

1. 不可知論

不可知論とは哲学の用語で agnosticism の翻訳である。一般には意識に与えられる感覚的経験の背後にある実在は論証的には認識できないという説(「広辞苑」)、

のことである。ここで無形資産について適応すると、無形資産は感覚的には経験できてもその実在は認識できないということである。たしかにある組織に活力があり、各人が生き生きを働いている。また課題や問題点に対する対処が積極的で迅速である。もしくは財務諸表とくにバランスシートに示された金額に比して収益性が明確に高い、という場合には、ある種の無形資産の存在を予感させ、本稿の簡易な定義からも、無形資産が存在すると言って良い。しかし、具体的にどのような無形資産が存在するかというと、現在通例の会計で認識されている、特許権、商標権等の各種権利、売買されたブランド、コンピュータソフト資産以外の無形資産は、確信をもって語れない。すでに見てきたように、人的資産、ノウハウ、組織価値、ビジネスモデルなどが存在するはずであるが、それらを列挙するのは憚られる。その理由の一つは、その価値金額が確定しないからであり、もう一つの理由は分離不可能性である。

実は後述するように、金額が確定できないことは、第二義的な理由であり、分離不可能であることが、本源的な理由である。金額とは市場を経過することで、あるいは仮想的な市場を想定して評価された結果であり、分離可能であるならば何らかの評価が可能となる。その点、分離可能性はより本源的な特長である。

分離可能性、あるいは分離不可能とは、実体であるか性質であるかという議論に置き換えることも可能である。特許権、商標権等の各種権利、売買されたブランド、コンピュータソフト資産などは、分離可能で市場という俎上に乗せることが可能である。これらをわれわれは実体として認識する。他方、ノウハウ、組織価値、ビジネスモデルなどは分離不可能で、かつ市場で評価することが難しい。

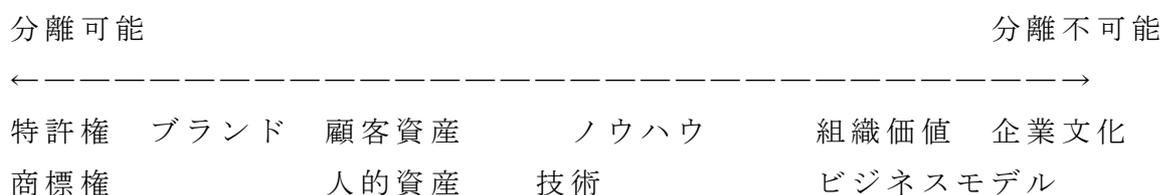
このある種の無形資産の分離不可能性と市場での評価の困難さを市場の性質に求める議論もあるが、ここではその点は深く追求しない。すなわち市場は多くの参加者による大量生産品の取引には、高い合理性をもつ資源の配分方式であるが、少量の特異な財の取引には、必ずしも向いているとは限らないのである。この市場の議論は、本稿ではこれ以上追及しない。

分離可能性という面では、顧客資産や人的資産などは、分離可能と不可能の中間に属する。顧客資産は名簿として売買が可能（分離可能）でありながら、顧客とその企業とのあいだに固有なロイヤリティ関係があることから、その名簿は必ずしも他企業には、役立たないこともありえる。すなわち分離され他企業に移植されたとたんに、価値が大幅に低下する場合である。ある企業の顧客資産はその企業のサービス内容や文化があってはじめて価値を生む場合があるのである。その意味では、無形資産の組み合わせによって、さらなる無形資産が形成される場合がある。

人的資産にも同じような側面がある。優秀な人材はどこへいっても、通用するが、ただある組織でないと十分に能力が発揮されない場合もある。これらをわれわれは相乗効果：シナジー（synergy）と呼ぶ。無形資産のある部分は、このようなシナジーを生む何か、であるともいえるのである。その「何か」に名前をつけられないこそ、無形資産と呼んでいるのである。

そのように考えると、無形資産を一概に、分離可能である種の市場が成立すれば取引可能な無形資産とそうでない市場の取引ができない分離不可能無形資産に峻別してしまうことにも問題がある。実際は各種の無形資産は、分離可能から分離がまったく不可能という軸のうえに存在するのである。

図 無形資産の分離可能性



出典：山口作成

シナジーによる効果が無形資産であるのかもしれない、という立場に対するものとして、「効果」でない、ある「実体」が無形資産であると考えられる立場もありえる。無形資産をあくまでも実体として考える立場である。この場合、無形資産の分類上の重複が生じてしまう。すなわちたとえば人的資本の評価は、その優秀さの評価であり、それは組織価値の高さとも、企業文化の高さ、ノウハウの蓄積とも関係あるかもしれない。それらでは1人の優秀な人物の優れた性質が何通りにもカウントされている可能性がある。分離不可能性は同時に無形資産集合の重複部分とも関係するのである。

それでは、法的に保証された無形資産以外の無形資産について各企業はどのように認識、分類するのであろうか。それは会計における勘定科目の確定の方法が参考になる¹²。会計の勘定科目は、たとえ財務会計（外部報告目的の会計）であっても結局、管理目的を主眼に策定される。各企業における無形資産の認識とその科目の範囲や名称の決定は、同様に管理目的を意図して行われるのである。

また、分離可能性のある無形資産の多くは法的に保護されている。所有権の範囲の拡大が無形資産概念の背景にあるともいえる。その意味では、所有権へのア

¹² 山口不二夫（1998）（2000）を参照されたい。

プローチ、概念の差異は無形資産の分類・報告に障害となる可能性が予測される。

本節で取り上げた分離不可能性が解決されれば、無形資産の問題は非常に少なくなる。それ以外の問題として最大の問題は評価の問題である。この問題は、じつは有形資産でも難しい問題である。極論すれば有形固定資産の減損評価での問題と非常に類似した問題である。これについては後に詳しく考察する。

このように無形資産分類の多様性の理由は、分類が多様なのではなく、そもそも無形資産そのものの捕らえ方、他の無形資産との線引きの仕方が多様であることに起因することがわかる。その企業のおかれた文化、企業内の文化そして何よりも経営管理目的によって無形資産の他の（無形）資産との区分や線引きは異なってくるのである。

2. 業界別指標の可能性

無形資産の分類の多様性の背景には、その分離不可能性という性質がかかっていること、そのような性質の無形資産をあえて分類する際には、企業の経営管理目的がかかっていることがわかった。

それでは無形資産の分類がまったく不可能であるかと言うとそうではない。普遍的とはいわないまでも、数十年、規模に左右されない、各国・各業界共通の無形資産分類を行うには、上記の理由からかなりの困難を伴う。しかし、ある時代のある業界の無形資産の分類方式を策定することは、不可能ではないと考えられる。財務データの例をみても、海運業や金融機関、建設業などのように業界によって独特の勘定科目や会計基準が用いられている場合がある。各業界ごとに独特の無形資産の分類が行われることも予想される。

それでもなお、業界や時代を通して普遍的な無形資産分類の普遍的な方式を探求することは重要な研究課題である。完全に普遍的な無形資産分類・測定する方法の確立が難しくとも、業界を通じて分類や測定面において共通する部分や測定する方法、その公開の方法はどのようなものであろうか。そのような疑問や問題意識は依然として重要であり、本分野の重要な研究課題であり、本稿の問題意識そのものでもある。

V 何を公開すべきか

本稿は無形資産の分類と測定のための研究であるが、本節では公開される情報という観点から、逆に無形資産の分類・測定について考えてみたい。無形資産情報は様々な利害関係者に利用されると想定されるが、測定や公開の方法はその利害関係者ごとに策定されるべきなのであろうか。財務データ情報は様々な利害関

係者に利用されるが、その測定と公開の方法は統一された方法である。財務データ情報の事例が研究として膨大な蓄積がある。財務情報の公開の事例を参考にしながら考察をおこないたい。「情報データの公開の方法やその情報データの信頼性を社会的に担保する仕組みである監査については、会計情報の事例が参考になると考えられるのである。

1. 財務情報公開の事例と無形資産への応用

1) 財務情報公開の事例と無形資産

今後、無形資産情報が重要になるにつれて、多くの利害関係者が企業に対して無形資産情報を要求することが考えられる。長年の議論と実践で確立された財務情報の公開事例の研究は参考になる。現在財務データの作成目的は複数あるといわれている。そしてそれぞれに独特の会計計算様式が割り当てられているように語られている。それらは、以下のようなものである。

- ① 内部管理のための会計
- ② 商法に従った会計
- ③ 証券取引法に従った会計、
- ④ 国際会計基準に従った会計
- ⑤ 監督官庁や特殊業界の方式にしたがった会計（行政法会計・業種別会計）
- ⑥ 税法に従った会計

この①から⑥は1つの企業がこれだけ多くの会計データを作っているというわけではない。ある企業の会計がどのようなルールに支配される可能性があるかのリストであり、実際はそれらのうちのいくつかを作成すればよいのである。

無形資産についても、その情報開示は今後、株主、債権者、投資家、利用者、政府など複数の利害関係者から要求されることが考えられる。

財務情報については、③が④へ調和化しているのが昨今の状況である。⑤の行政法規に従った会計（金融業や保険、ガス電気など）は③と実質的に調整されてきた。すなわち③から⑤は投資家・株主の目的の会計である。無形資産情報に目を転ずると、無形資産の重要性が高まるにつれて①内部管理のための会計のみならず、株主や債権者（②商法に従った無形資産情報開示）や投資家（③証券取引法に従った無形資産情報開示）のみならず、国際的に開示様式の統一化（④国際会計基準に従った無形資産情報開示）される可能性も想定されるのである。

実際の企業の会計はそれほど多くの計算方式があり、そのためのシステムをそれぞれ設定しているわけでない。通常、企業は一つ会計システムで、財務データを統一的に把握し、細部の調整によって①から⑥の「会計」に変換している。ひとつの企業に多くの会計システムが存在するわけではない。会計の目的は経済力

の把握である。ただし、経済力をどれだけ確実なデータで捕らえようとするかと、どのような目的にそって明瞭に開示するかは、開示目的によって異なることがある。すなわち求める確実の程度の差と表示の方法の差が①から⑥の「会計」の差になってあらわれていると考えられる。あくまでも企業内では会計システムは単一でありそのシステムから生み出されたデータの調整によって①から⑥の会計に対応している。このことは無形資産情報システムについても参考となる。

企業内の無形資産情報認識システムは単一でも、そのデータの細部の調整によって内部情報や、その他のディスクロージャー情報に加工できる必要があるのである。すなわち既に検討した、アクセル社あるいはデンマーク方式の様な無形資産情報を生み出すと共に、B S Cにも役立つような無形資産情報システムを確立する必要があるのである。

無形資産の重要性が認知されるとともに、法にも影響を及ぼさざるを得なくなる。税務会計では長年キャッシュフローの有無をめやすに、課税所得を捕らえようとしてきた。税務では公平性と確実性が重要であり、公平性や確実性をそこなわないように、見積もりの要素が少ないキャッシュ・データに基づいて課税を行ってきた。ところが、しだいにキャッシュに置き換わらない所得が増え、公平性の観点からそのような所得にも課税範囲が拡大しつつあるのが現状である。知的財産や無形資産の価値が重要になり、社会的にも認知されるようになると、課税の対象がこれらの無形資産に拡大される可能性もあるが、ここでは将来の課題として指摘するにとどめる。

②の商法に従った会計は重要である。上場していない企業はこの商法に従って会計が行われ報告がなされる。非上場の企業では、所有と経営が実質的には分離されていない場合が多いので、1の内部管理のための会計と非常に近いものになる。そもそも商法における会計の目的は商人一般が守るべきルールという位置付けで、内部管理目的という位置付けも大きい。無形資産情報を重視するならば商法の規定する会社情報に関する規定や関連法規も無形資産情報重視すべき方向へ変化せざるを得ないのである。

このように考えると現代では、会計情報をその利用目的から分類すると内部管理のための会計と投資家のための会計、税務会計が3つの大きなカテゴリーとなることがわかる。これは無形資産情報の利用と開示についても、同じように当てはまるのである。そして、この大きな3カテゴリーの情報要求に対処するのに、効率性の面から財務データを生み出す単一の会計システムのように、一つの無形資産情報システムで対処すべきであると考えられる。ここで無形資産の分類と評価を考えるにあたって参考にしたいのは、近年、国際会計基準による世界的会計

の標準化が実現しつつある次の、投資家のための会計についての議論である。

2) 投資家のための財務データの作成と無形資産情報

現在、国際会計基準へ調和化をはかった、いわゆる日本における新会計基準の実施は日本の会計基準の半世紀ぶりの大改革であった。そこでは以下のように多くの改革が行われたが、資産の評価の面で重要な改革が行われた。この資産評価面の改革は、無形資産情報の開示にも大きな示唆を与える。

従来の資産の評価基準は取得原価主義と呼ばれ、資産の評価は取得原価をもとに算出された、その理由は損益計算のための原価データ（将来原価になるデータ）として取得原価が重視されていたからである。また、資産の時価変動による損益は原則的に損益計算書には計上されず、大幅な損失が明確なときにのみ例外的に損失計上が認められた。

それにたいして新しい会計基準では、金融資産は原則として時価評価となり、減損資産の評価や退職給付負債の算出には、将来収益の割引価値が用いられるようになった。このような資産評価基準の拡大は無形資産の評価につながるものである。なぜなら購入によって得た特許権等の権利を除いては、無形資産の多くは購入によって得た物ではなく、社内で確立された知的資産や資産の組み合わせによるものである。これらは取得原価による評価はほとんど無意味で、評価には時価あるいは公正価値による評価による必要がある。

すなわち現在、企業のバランスシートの評価基準は3つある。それは取得原価評価（歴史的な原価評価）、市場価値評価、将来の収益の割引現在価値評価（公正価値評価）¹³である。これらの市場価値評価、将来の収益の割引現在価値評価にともない、当然、損益計算書にも、評価損益が計上される。このような新会計基準の採用により、無形資産情報を会計情報に包摂する可能性が開けたのである。

これらの3種類の評価のうち、とくに将来収益の割引現在価値評価には大きな問題点がある。その理由は、将来収益、将来のキャッシュフローの予測は非常に難しく主観性が入る、さらに割引に用いる将来にわたる割引率の設定、予測も困難で主観性が入らざるをえない、という点である。これは将来収益の割引現在価値評価に依存する可能性の高い無形資産の評価にとっても大きな問題である。

投資家にとっては過去と現在のデータをもちいて投資家の主観的判断により、企業価値や将来収益（キャッシュフロー）の予測を行うことが、最も重要な作業であるといつてよい。会計データとは投資家による企業収益の将来予測のための

¹³ 公正価値評価とは、将来収益の割引現在価値評価に資産の個別性を加味してえられる評価方法である。

基礎データであるはずである。新会計基準では基礎データたる会計データに、投資家の行うべき将来のキャッシュフローの予測という主観的判断が混入しているのである。投資家の担う一番重要な作業を会計データ作成者が行っているといっても良いのである。このような主観的判断は無形資産の評価にも、割引現在価値計算が用いられる限り混入せざるを得ない。すなわち無益資産の評価の場面でいかに主観的判断が用いられたかが分かるようにすることこそ重要であるといえる。

そこでの問題点は、主観的な将来予測データとそれを用いて算出された主観データとある程度客観的な時価データ、歴史的原価データという硬度（確実性）に差のあるデータが混在するという点である。しかもこれら異なった質のデータが足しあわされているという点に問題があるのである。

2. 無形資産評価の主観性の問題：

このように会計や無形資産情報は投資家（判断）のための基礎情報を提供すべきで、公正価値（割引現在価値）の算出は投資家のやるべきことなのではないかという考え方がある。現行の会計実務は一部の評価の点で、公正価値評価がはいり、そこでは主観的な情報を提供している可能性があるという点で大きな問題があるのではないかと、考えられるのである。

無形資産に立ち返って考えると、いくつかの資産は取得原価評価、市場で取引可能な無形資産は時価評価が可能である。たとえば、各種権利や確立され金銭を支払って獲得されたブランド、などである。しかし、多くの無形資産は市場がなく、取引するとしても相対である場合が多い。仮想市場といっても結局は将来収益から予測するという方法をとらざるを得ない。つまりその評価には投資家が投資の際行うような主観性が混入する可能性が大きい。

すなわち無形資産においては、すでに見たように、分離可能性の面で問題があるので、まず他資産からの分離が難しい。分離が可能だとしても、次には評価の主観性の排除という問題が存在するのである。

次に無形資産に関するルールの設定について、細則主義によるべきか原則主義によるべきかという論点を、会計処理ルールについての事例に基づいて考察する。そのあと本節で指摘された無形資産データから主観性を排除する方法について、監査という側面とデータ自体の主観性の排除という側面から考えてみたい。

3. 会計処理のルール設定の問題と無形資産情報

会計ルール設定において細則主義によるルールの限定は、粉飾可能性排除につながる。また同一の基準会計処理で経理が行われるため、企業間あるいは期間ごとの比較可能性も確保できる。ただし個別企業の特殊事情は盛り込めず、実態と

遊離する可能性がある。また経理担当者の自由裁量（経理自由の原則）を制限するとして業界団体は反対する。このことは無形資産情報の公開の場面でも当てはまる。細則主義による無形資産分類・測定・公開ルールの限定は粉飾可能性排除、比較可能性の確保につながるが、個別企業の特殊事情は盛り込めず、実態と遊離する可能性がある。

それにたいして、原則を提示し、個々の基準に自由裁量の余地を多く残す、原則ベースの会計基準を採る、という方式がある。個別企業の特殊事情を考慮して特殊な会計処理を認めることにつながる、善意の経営者や経理者においては企業の実体を把握することを可能とするが、一般的には粉飾可能性を増長させる。この方式をとった場合、他企業との比較可能性が低くなる可能性がある。また継続性の原則（いったん採用した処理は、明らかに誤りである場合を除いては継続して適応し、むやみに変更してはならない）を確認しておかないと、同一企業でも過去のデータとの比較可能性が確保されなくなる。

またこのような原則ベースの会計基準のばあい、後でも考察するように、監査の独立性・公正性を確保しないと、投資家の利益に結びつかないものになってしまう可能性がある。しかし経理担当者の自由裁量は増加し、創造的会計（創造的でなく、会計は保守的であるほうがよいという意見も大きい）が行われ、企業の実体がよりよく表現され、投資家の利益に資する可能性がある。無形資産についても原則ベースの基準の場合、無形資産情報には自由裁量の余地を多く残すことになり、比較可能性を減ずる可能性がある。ただし、次に検討するように監査の質さえ高めれば企業の実体がよりよく表現され、投資家の利益に資する可能性がある。

最近の会計学の研究では、会計処理や使用したルールの透明性が確保されているならば、後者のような原則を提示し、個々の基準に自由裁量の余地を多く残す方法のほうが有効であるという意見が主流となりつつある。この命題は無形資産情報のディスクロージャーについても当てはまると考えられる。会計データについて、このような結論に至った背景には、企業価値評価における J. Ohlson の理論とその model (Ohlson(1995)) によるところが大きい。もしもこの財務データにおける原則主義の妥当性が無形資産にも当てはまるとするならば、情報の透明性や監査が確立されている状況では無形資産の公開ルールは細部まで規定された細則主義でなく、企業の自由裁量の余地を多く残した企業独自の方式の生かされたものでよいことになる。これは無形資産情報の公開ルールの策定で重要な論点である¹⁴。

¹⁴ 1970年代以降会計情報は投資家の意思決定のためである、という意見が主流を占めるようになってきた。当時、情報処理機器の発達により安価に多種多量な情報が生産・伝達可能となる

IV 主観性排除の方策

データや公開情報の主観性の排除のために、ここでは外部報告書の公正性を担保する方法とデータの質、客観性を上昇させる方法を考察する。ここでは財務データの実例を考えるが、この財務データの例示は、その多くが無形資産の公表と測定の場合にも当てはまると考えられる。

1. 監査の独立性

A. 国家あるいは公認会計士協会による監査

現代の監査制度の枠組みのなかで監査法人は、公正・公平な第三者となるには困難がともなう。その理由は監査報酬が監査対象企業から支払われるという状況にある。このような状況では、監査会社はクライアントから独立して行動することは難しく、監査の公平性は保ちにくいのである。その欠陥を是正するには、国

中で、会計情報が投資家の意思決定に本当に有用であるのか、他の情報とくにキャッシュフロー情報の方が有用なのではないか、どのような会計情報が有用かという疑問が生じてきていた。投資家の意思決定のために有用な情報の姿が模索されたのである。それまでの会計学は規範論的色彩が強く、あるべき理論あるべき会計処理をめざしていたが、1970年代以降、米国では市場での会計情報の有用性に関する研究が主流となり、膨大な量の実証研究が行われることになる。

そのなかで最大の問題は、会計処理の変更（相違）による名目的な利益の差異は、株価に反映するかという点と、どのような情報と株価との相関が高いのかという問であった。結果は常識的にわかるように、投資家はそれほど愚かではなく、名目的な差異は見抜くというものであった。また、次に問題になったのは、会計処理の差異による名目的な利益差異を見抜くことができるのならば、なぜルールにより会計処理を統一する必要があるのかという点であった。

また、どのような情報と株価が相関が高いのかは、キャッシュフローデータという意見が主流をしめた。（最近の米国の実証研究では、当期利益のほう株価との相関が高いといわれている）これらの結論から、ではなぜ、わざわざ会計処理を定める必要があるのか、そもそも会計処理をする必要があるのか、会計処理を加える前のキャッシュフローデータのままでよいのではないのか、会計は必要ないのではないのか、という意見が出てくるのである。

このように会計利益データが企業価値、株価を導くものとしては疑問視されるなかで、会計利益の役割は配当や経営者の報酬の指標として意味があるという意見が主流をしめるようになる。そのような中で Ohlson model の出現は、会計学者の待ち望んだものであった(Ohlson(1995))。このモデルでは、たとえ会計処理が特異なものであっても、現在の株主資本の簿価とそれに基づく将来の超過利益の予測値で企業評価ができることを示している。キャッシュフローの割引モデルに代わる会計データによる企業評価の枠組みを構築したのである。

この会計データ情報についての考察は、無形資産情報の意味を考察する際に有用である。まず無形資産情報の公開拡大は、無形資産情報と株価の実証研究を多量に生み出すことが想像される。さらに無形資産情報の公開や分類方法の差異に基づく名目的差異は、株価形成や企業価値形成を阻害しない、という結論に至ることが予想される。すなわち無形資産情報の開示さえ確立されていけば、個々の企業によってその測定開示ルールが多少異なっても、企業価値の算定に影響を及ぼさないと言うことを示唆するからである。

家により監査が実施されるようになることが考えられる。しかし現代ではもはや、このような国家による監査の実施は考えられない。すでに監査業務は複雑化・専門化して範囲が拡大し、膨大な手間と費用がかかることから、監査業務を税金でまかなうことは難しい状況である。独立行政法人や公社公団形態による監査が考えられるが、これらによる監査業務こそ非効率となる可能性が高い。民でできることは民へという現在の方向性に反するものだからである。その代わりに考えられるのは、企業が公認会計士協会に監査を依頼し、報酬を支払うという方法であろう。公認会計士協会が監査事務所を選定し、監査に派遣するという方法である。

このような監査の国家管理・公的機関による管理という方式にたいして、現行株式会社制度の改革で監査の独立性を確保しようという方法、さらに徹底的に市場メカニズムを利用しようという方法が提案されている。後者は保険会社が監査の依頼・監査報酬負担を担うという方式である。

B. 監査担当者の株主による選任

現行の株式会社制度のなかで、監査の独立性を守る方法としては、監査担当者を株主が選任するという方法がある。ただしこの方法には限界がある。米国での株式会社制度のように執行役員から独立した監査委員会ができていても、結局、粉飾は防げない。外部監査にあたる監査事務所を株主が選任することは可能であるが、結局、監査報酬を誰が負担するかが問題なのである。株主の代表の取締役がその金額を決定したとしても、代表取締役が執行役員を兼ね、そのうえその監査報酬が、配当から支払われる限り、結局、会社の勘定と不分離となり、監査の独立性は確保できないのである。

また何らかの方法で株主が監査人を選任できたとすると、今度は経営者の利益には著しく不利なものとなり、会社の運営自体がうまくいかなくなる可能性もある。独立した第三者というのは、それほど容易に達成できるものでないことがわかる。

C. 保険会社が監査報酬を負担¹⁵

この方法は Ronen 教授によって提案されている財務諸表保険という方法である。すでに検討したように、現代の株式会社構造での監査の問題点は、監査担当者（機関）が、報酬との関係から独立した第三者となりにくい、という点である。そこで株主でも経営者でもない第三者に監査を依頼する。具体的には保険会社に依頼するというものである。保険契約し監査証明を得た財務諸表に、粉飾があり、企業や株主が損害を蒙った場合は、保険金が支払われるという仕組みである。保険

¹⁵ 財務諸表保険については Ronen (2002)、福井義高(2005)を参照のこと。

会社に委託された監査人が、評価をおこない、保険メニューを提示する。高い保険料を支払えば、高い補償が得られる。またリスクが高いと判断された場合は、保険料率は高くなる。

保険をかけるかどうかは経営者の自由であるが、保険契約を通じて株主のリスクを軽減し、資本コストを低減させることができるので、保険契約＝監査は普及するはずである（Ronen（2002））。

このような制度は、市場原理をもちいた究極のリスクの回避方法といえるが、おおきな問題が残る。それは保険会社＝監査が本当に財務諸表や無形資産情報の内容をチェックできるかということである。そのためには、やはり公表される財務諸表、無形資産データの確実性、客観性を上げる理論・実務が必要となる。

2. データ自体の主観性の排除

公表される無形資産諸表の確実性、客観性を上げる理論を考える際には、分類方法と評価方法に分けて考える必要がある。資産の分類について考えるとき、以下の視点が重要である。

a. 分離・識別可能性があるか

b. ある測定単位で加法性があるか

有形資産は金融資産、事業資産とも a.、b. が通常、成立する。そのうえで、価値評価をおこなうが、価値評価の側面では b で成立した加法性が疑わしくなる場合がある。

金融資産は a.、b. とも適合する。ただし、事業資産は意外に価値評価面での b が適合しない場合がある。それは現在進行中の有形資産の減損処理のさいにあきらかになる。つまり減損の単位をどうとるか、減損対象資産どうしのシナジー効果の問題などがあるのである。

1) 分類の網羅性と重複の排除

分類の網羅性と重複の間にトレードオフの関係が存在するのは無形資産固有の問題である。会計は歴史的に記録に源を発している。そこでの価値評価基準は取得原価主義であるのは自然である。ところが、無形資産の場合、一部を除いては外部から購入したわけではなく、組織内部で創造したものである。また無形資産は他の資産とのシナジーとして成立している場合が多い。しかも無形資産どうしのシナジーで生み出された無形資産も多い。また無形資産は市場や個人の価値観の変化により発生・発見されることも多い。

無形資産項目を認識し、他と区分し、名付けることを網羅的に行うことは非常に難しい。市場や個人の価値観とともに項目の急速な変化が想像されるのである。

また、有形資産どうし、有形資産と無形資産の、また無形資産どうしのシナジーで発生した無形資産は多く、それらは複数の項目に重複すると考えられる場合

も多い。この点は分離可能性が乏しいといわれる理由で、有形資産との最大の相違である。とくに技術や人的資産、組織資産は別な名前がつけられても近似したものを別側面から評価している可能性がある。

それゆえに網羅的であろうとすると必ず重複が発生する。重複をおそれると重要な無形資産を見逃す可能性があるのである。

2) 評価の問題

分類の問題の次には評価の問題がある。しかし評価の問題は、無益資産の分類よりは扱いやすい。というのは評価の問題は、現代では有形資産でも同じように発生している問題であり、理論の蓄積がある。少し奇異に聞こえるかもしれないが、有形資産と同じような基準で行えばよいのである。

無形資産と事業資産、金融資産はほんとうに異なるのかというと、すでに検討したように分類の面では、おおきく異なる。しかし、評価の点では近い側面がある点である。

現在問題になっている、減損会計でそれは明らかになる。減損会計では資産の減損評価の基準に時価と公正価値を用いる。通常、公正価値は将来収益の割引現在価値に、個別の資産の事情を加味した評価方法である。そこでは将来収益によつての評価が行われる。一部の時価や取得原価のある無形資産をのぞいては、ほとんどの無形資産の評価では将来収益による評価方法が想定されるのである。

また無形資産の評価で、シナジー部分が重要であると述べたが、有形資産の減損でも、グループ資産の減損問題として、この点も問題となっている。この点でも無形資産と同様の問題を抱えているのである。事業資産でも無形資産部分の減損評価をどうおこなうか問題になっているからである。

なぜ、事業資産では許されてきたのか、またその際の評価方法はいかにしてきたのか。じつは従来の事業資産でも、評価方法では大きな問題があるのである。そのてんでは無形・有形とも資産の評価は問題を抱えている。

井尻教授はこの問題の解決方法について、「予測分離の問題」と名付けて提言をしている(井尻雄士(2004))。すなわち資産評価において予測データというソフトな数字をハード(信頼性の高いデータのこと)な数字から分離することを提案し、一部カーネギーメロン大学の仮想的ビジネスゲームの中で取り入れている。)この井尻教授の提案するモデルでは、おなじ勘定科目で取得原価・時価評価と割引現在価値評価により金額欄をべつに設けているのである。このような試みもデータの信頼性を確保する有効な方法と考えられる。

3. 無形資産情報と会計情報の差異について

前章の最終節「3. 会計処理のルール設定の問題と無形資産情報」、本章「VI 主

観性排除の方策」の「1. 監査の独立性」、「2. データ自体の主観性の排除」の2つの節では、公表という側面から、財務データにおける先事例を参考に無形資産情報についての論点を捉えようとした。一般的に無形資産に関する情報は財務情報とは大きく異なるのではないかと考えられることがあるが、無形資産情報は財務情報と類似した側面を多く持つと考えた。すなわち無形資産情報も会計における財務データ情報と同じように企業情報のひとつであり、無形資産情報と会計財務情報はディスクロージャーという面からは同じ性質を多く持つと考えたからである。しかしもとより、無形資産情報は財務情報とは異なった性質をもっている。本節では無形資産情報と財務情報の差異に注目して、上記の3節の補足を行いたい。

すでに考察したように、無形資産と有形資産の差異は、分離可能性があるかどうかが一番大きい。別な言い方をすると無形資産どうしは重複する部分がある。一方評価の側面では想像以上に類似している。評価の方法は大きく分けると、取得原価評価、時価評価、将来収益の割引現在価値評価の3種類があるが、無形資産も有形資産のいずれもこの3種類の評価が当てはまるからである。

ただし、量的な側面を考えると、有形資産は取得原価評価や時価評価される資産の量はかなり多いと考えられるが、無形資産の評価で重要なのは、圧倒的に将来収益の割引現在価値評価である。それは有形資産は自社で創造したものはほとんどなく、外部からの購入や獲得によるものであるが、重要な無形資産は企業の内部で創造されたものであり、外部評価を経っていないからである。すなわち無形資産評価の評価が将来収益の割引現在価値計算で行われるとは、将来の期待により無形資産の価値が決まるということに他ならない。

このような将来の期待にかんする情報をここでは、仮にコミットメント(commitment)情報とよぶ。コミットメントとは約束・公約と訳される。無形資産の価値とは、将来の価値創造に関係するもので、将来どれだけ価値を生み出すかという公約としての価値であるという側面が強い。有形資産が、もの、そのものとしての実存的価値を有するのに対して、無形資産では将来の価値創造力が価値そのものである。その価値は将来これだけの価値創造力があるというコミットメントであるともいえる。無形資産の価値の減少はこのコミットメント(約束)できる価値創造力の減少のことなのである。

もちろん有形資産についてこのコミットメントという観点から評価することは可能である。すなわち将来の価値創造力で個別の資産を評価するということである。これを徹底すると企業の資産すべてを将来の価値創造力で評価するということである。しかし、このコミットメント評価が取得原価や時価を上回る分こそ、無形資産であるのである。その意味では取得原価や時価で評価できる資産はあく

までその両評価基準によるべきであり、企業全体の価値創造力との間と生ずる差額が無形資産の価値（コミットメント）額となる。

以上を整理すると次のような分類（図 企業価値＝企業の長期的価値創造力の構成要素）が無形資産の分類の枠組みとして有効であると考えられる。

図の注と重複するが、以下の図について若干説明を加える。このなかで無形資産の内訳は今後の議論で決定されるが、どのような分類になっても最後の2項目「m リスク等負の無形資産部分、n 無形資産間の重複部分調整分等」により企業価値総額との調整が図られる。無形資産間の重複は多岐に渡るが、できるだけ個別に分配し、n 無形資産間の重複部分調整分等で全体金額との調整も行う。本稿では十分な議論が行えなかったが、m リスク等負の無形資産部分にも配慮する必要がある。事情によってはさらに詳細に分類する必要がある。

コミットメント額とは公正価値評価あるいは割引現在価値評価とほぼ同様の手順である。

これらの評価額は井尻教授の提案に準じて、取得原価、市場価値、割引現在価値(コミットメント)の3段表示とする。

図 企業価値＝企業の長期的価値創造力の構成要素

1 有形資産	ア 金融資産	取得原価と市場価値評価 (一部、割引現在価値評価)
	イ 事業資産	
2 無形資産	a 人的資本	コミットメント額 (一部、取得原価、市場価値評価)
	b プロセス	
	c ネットワーク	
	d ブランド	
	
	
	m リスク等負の 無形資産	
	n 無形資産間の 重複調整分等	

注 1) 無形資産の内訳は今後の議論で決定されるが、「m リスク等負の無形資産部分と n 無形資産間の重複調整分等」により企業価値総額との調整が図られる。

2) コミットメント額とは公正価値評価あるいは割引現在価値評価とほぼ同様の手順である。

3) 評価額は取得原価、市場価値、割引現在価値(コミットメント)の3段表示とする。

VII まとめ

本稿ではまず、研究対象とする無形資産概を概観し、本稿で扱う無形資産とは企業の長期的価値創造にかかわり、必ずしも財務報告書で計数化されていないもの、という広義の概念であることを確認した。そのうえですでにいくつかの各国や企業で実施されている無形資産分類方法の検討をおこなった。また当事者は意識していなくとも企業の管理技法の中に無形資産の把握とそれを用いた管理が行われているのではないかと考え、それらの先進的な無形資産把握の試みの考察をおこない、そこでの無形資産把握の特徴と問題点の析出を行うことを試みた。具体的には政府機関、民間機関、研究者や実務家、コンサルタントによる無形資産の分類方法の整理をおこない、おおまかな類型化をおこなった。その際、取り上げるのはプロセス型（デンマーク知的資本報告書）、要素列挙型（アクセル社等の事例）、企業の社会的責任に関する報告書、格付けやM&Aの局面での定性評価、BSC（balanced scorecard）などである。

その結果、無形資産の分類方法には、現状ではこれが正しいという決定的な方法がなく、多くの方法や方式があることがわかった。さらに分類方法には2つの特徴点があることがわかった。これらの方式の検討結果、現状の研究・実践水準において、デンマーク方式が有効性をもちえることを指摘した。その長所と欠点、改善点を提案した。またアクセル社の分類方式は無形資産の分類方法としては代表的な方式であることがわかった。ただしその分類方法のなかでビジネスモデルの位置づけに問題点があることを指摘した。

また無形資産報告書の目的が、無形資産資源の開示を示すのか、無形資産経営の方向性をしめすのか、という論点に帰着するという点も指摘した。前者を重視したのがアクセル社の方式に代表される要素列挙型（方式）であり、後者を重視したのがデンマーク方式やBSCのようなプロセス（ストーリー）型（方式）である。

次に無形資産情報を生産・公開するとしたら、どのような点に配慮したらよいかを、財務データ情報の公開の事例にそくして考察した。無形資産情報の公開方法は今後、利害関係者によって異なることが想像されるが、その場合でも一つの無形資産情報システムを通じて、複数の目的のための情報をデータの調整によって生産すべきであることを主張した。公開する内容と方法については、財務データの公開の事例を参考にして、厳密な基準で細則まで限定し罰則を強化する方法より、原則を提示し各社の裁量の余地をのこす方法を提案した。無形資産の情報公開にあたって重視されるのは客観性であることから、その客観性を保証する条件について考察した。その結果、無形資産情報においても情報公開にあたっては、監査機関が監査対象から独立した監査の行える枠組みが必要なこと、その枠組みは財務情報に準じて考えられることを主張した。本稿ではその解決策として、企

業が公認会計士協会へ監査依頼し、協会がここの監査法人を選定する方法と財務諸表保険による方法を提案した。

しかしそのような提案の施行だけでは、本源的な解決にはならない。無形資産情報自体にその客観性が担保されるような仕組みが内包されている必要がある。そのような仕組みとして、予測データを取得原価や時価データから分離する、という井尻雄士氏の考え方を無形資産情報の公開にも適応すべきことを主張した。そのさい無形資産の評価における割引現在価値評価を将来の期待収益力をあらわすコミットメント（約束・公約）評価と考えるべきであることを提案した。

(参考文献)

- 井尻雄士 (1984) 『三式簿記の研究』 中央経済社
- 井尻雄士 (1990) 『「利速会計」入門』 日本経済新聞社
- 井尻雄士 (2004) 「複合通貨その他の諸問題」『青山マネジメントレビュー』 5号 2004年4月
- 内野一樹 (2005) 「バランスト・スコアカードと管理会計」『企業会計の構造と変貌』 ミネルヴァ書房
- 刈屋武昭 (2003) 『不動産金融工学とは何かーリアルオプションと日本再生』 東洋経済新報社
- 刈屋武昭 (2005) 「RIETI Discussion Paper Series05-J-019
- 環境省 (2003) 「環境報告書ガイドライン (2003年度版)」
- 経済産業省 (2004) 『通商白書』
- 斎藤静樹 (1999) 『企業会計とディスクロージャー』 東京大学出版会
- 三本松進 (2005) 「イノベーションと組織・経営改革」RIETI Discussion Paper Series 05-J-003
- 福井義高 (2005) ディスカッションペーパー「規制でなく競争を 会計基準・監査への市場メカニズム導入」2004年、『京滋 CPA ニュース』2005年3月号
- 山口不二夫 (1998) 『日本郵船会計史：財務会計篇』 白桃書房
- 山口不二夫 (2000) 『日本郵船会計史：予算原価計算篇』 白桃書房
- 山口不二夫 (2002a) 「人材育成のための会計を考える」『青山マネジメントレビュー』 1号日経 BP
- 山口不二夫 (2002b) 他著 『知的財産制度の重要ポイント』 東京教育情報センターうち担当 pp. 63-82

- COSO (2004), *Enterprise Risk Management Integrated Framework*,
1) Executive Summary, Framework, 2) Application Techniques, The
Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO)
- Danish Ministry of Science, Technology and Innovation (2003), *Intellectual
Capital Statement - The New Guideline*
- Daum, J. H. (2003) *Intangible Assets and Value Creation*, John Wiley
- Edvinsson, E. and Malone, M. S. (1997) *Intellectual Capital*, Harper Collins
Publishers (エドビンソン、マローン著、高橋透訳 (1999) 『インテレクチュ
アル・キャピタル』 日本能率協会マネジメントセンター)
- Edwards & Bell (1961), *The Theory and Measurement of Business Income*,
California Univ. Press

- European Committee(2003), *Study on the Measurement of Intangible Assets and Associated Reporting Practices*, Presented for the Commission of the European Communities Enterprise Directorate General
- Kaplan, R. S. and Norton, D. P. (1992) The Balanced Scorecard: Measures that Drive Performances, *Harvard Business Review*, January and February
- Kaplan, R. S. and Norton, D. P. (1996) *The Balanced Scorecard: Translating Strategy into Action*, Harvard Business School Press(キャプラン、ノートン著、吉川武男訳(1997)『バランス・スコアカード』生産性出版)
- Kaplan, R. S. and Norton, D. P. (2001) *The Strategy-Focused Organization: How Balanced Scorecard Companies Thrive in the New Business Environment*, Harvard Business School Press (キャプラン、ノートン著、櫻井通晴監訳(2001)『キャプランとノートンの戦略バランス・スコアカード』東洋経済新報社, 2001)
- Kaplan, R. S. and Norton, D. P. (2004) *Strategy Maps: Converging Intangible Assets into Tangible Outcomes*, Harvard Business School Press
- Ohlson, J. A(1995), Earnings, Book Values, and Dividends in Equity Valuation, *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, No.2
- Ronen, J. (2002). Post-Enron Reform: Financial Statement Insurance, and GAAP Re-visited. *Stanford Journal of Law, Business and Finance* 8 (1):219-234)
- Stewart, T. A. (2001) *The Wealth of Knowledge: Intellectual Capital and the Twenty-First Century Organization*, Doubleday (スチュワート著、徳岡晃一郎監訳(2004)『知識構築企業』ランダムハウス講談社、2004)
- Sullivan, P. H. (2000) *Value-Driven Intellectual Capital: How to Convert Intangible Corporate Assets into Market Value*, John Wiley (サリバン著、森田松太郎監修 (2002)『知的経営の真髄』東洋経済新報社)